

平成27年3月13日

取引業者 各位

学校法人工学院大学
常務理事

取引に関する誓約書の提出について（ご依頼）

平素は本法人の調達業務にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本学では、2011年度に新聞報道等において公的研究費の不適切な経理が指摘され、監督官庁である文部科学省から厳しい指導を受けました。現在、調達全品の検収及びWEB購買を利用するなど、再発防止に努めております。

大学における教育・研究活動経費は、学生からの入学金、授業料、国民の納税を原資とする補助金等、貴重な財源から成り立っています。私たちはそれらを肝に銘じ、適正に予算執行しなければならないと考えています。

不正経理の防止には学内体制とともに取引業者の皆様のご支援が不可欠であり、この度、取引に関する誓約書を提出していただくことと致しました。何卒、その事情をお汲み取りいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴社のご発展を祈念申し上げます。

記

- 1) 提出期限 2015年3月20日(金)
- 2) 提出方法 年月日、所在地、電話番号、社名、代表者役職・氏名を記入、捺印の上同封の返信封筒にて返信して下さい。
- 3) 提出辞退 当誓約書を提出いただけない場合は、原則として取引を停止します
- 4) お問い合わせ 施設部購買課 TEL 03-3340-0125
Eメール koubaika@sc.kogakuin.ac.jp

以上

【消耗品検収についてのお願い】

ご案内のとおり、本学では、教育・研究予算で購入する消耗品全ての現物検収を行っています。納品の際は検収所にお寄りいただき納品書等に検収印を押します。検収印がない場合、支払いできませんのでご了承願います。検収所は、新宿キャンパスは1階施設部購買課（B-0100号室）、八王子キャンパスは総合教育棟1階法人事務室（1N-117号室）となっています。よろしくお願い致します。

※「誓約書」は、契約権限のある支店長、営業所長等の押印でご提出されても

学校法人 工学院大学
理 事 長 殿

取引に関する誓約書

当社(当法人)は、学校法人工学院大学との取引において、いかなる不正行為も行なわないことを誓約致します。

不正行為が認められた場合は、学校法人工学院大学が定める「物品購買に係る取引停止等に関する内規」(平成19年10月17日制定)により取引停止処分となることに異議を申し立てません。

また、学校法人工学院大学より要請があった場合、取引帳簿を開示し、監査、調査に協力致します。

万一、学校法人工学院大学教職員から不正を強要された場合は、学校法人工学院大学内部監査室へ報告致します。

平成 年 月 日

所在地

電話番号

社 名

代表者役職・氏名

印